厚生年金基金実務基準第2号

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第Ⅱ章 年金数理人の所見

付録1 財政計算時における所見の様式例

付録2 財政検証時における所見の様式例

付録3 年金経理から業務経理への繰入れにおける様式例

第Ⅲ章 継続的な財政診断

付録 継続的な財政診断の様式例

掛金分離前の財政運営基準を適用する場合の補足

項目	実 務 基 準 内 容	例 示
第1 所見の必要 期	序 厚生年金保険法第176条の2第1項による下記 の確認を行った場合には、厚生年金基金規則第7 5条第2項により所見を付するものとする。	
	①基金設立時等の財政計算 ②財政再計算 ③決算 ④変更計算 ⑤年金経理から業務経理への繰入れ	
	なお、⑤以外については指定年金数理人による所 見が必要となる。	
第2 所見の内容	財政運営基準では、「基金は年金数理人の助言を 踏まえ、適正な年金数理に基づく主体的な財政運 営を行うこと」になっていることから、確認時に おける基本的な所見の内容としては、基金が最終 的に判断した内容(判断の基準となっている考え 方)の確認とその妥当性の評価、並びに留意点を 明示的に記載するものとする。 なお、基金が判断するにあたって行った助言につ いては、必要に応じてその内容を記載するものと する。 また、当該所見は「年金数理に関する確認」の内 容の一部をなすものと位置付ける。	
	以下に、上記の各確認を行った場合に添付する所 見の内容についてのガイドラインを示す。	
1. 基金設立時等の財政計算	等 財政再計算に準ずる。	
2. 財政再計算	 (1)基礎率の算定 ①予定利率 7.算定方法について ・予定利率の決定にあたって判断の基準となっている考え方を記入し、その妥当性についてコメントする。 4.再計算前との相違点について ・再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。 ・基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。 	・直近5年間の10年国債の平均利回り を基準にして定めており、現状では 妥当な判断と考える。

項目	実務基準内容	例 示
	か. 留意すべき点について・予定と実際が異なると財政上過不足が 発生する可能性があることをコメント する。	・成熟度が高くなっていることから、 予定利率と実績との乖離が財政上に 大きな影響を与えることに注意を要 する。
	②予定死亡率	
	7. 算定方法について ・標準死亡率を使用するのかどうか及び 安全掛けを行うのかどうかについて、 判断の基準となっている考え方を記入 し、その妥当性についてコメントする。 ・予定死亡率の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その 妥当性についてコメントする。	・加算部分では、男子の標準死亡率を 使用しているが、これは年金受給者 になる者が男子に偏ると予想される からであり、妥当な判断と考える。 ・標準死亡率と実績とが大きく異なり、 今後もその傾向が続くことが予想さ れることから、過去3年間の死亡実 績によって予定死亡率を算定するこ とは妥当な判断と考える。
	イ. 再計算前との相違点について・再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。・基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。	
	か. 留意すべき点について・予定と実際が異なると財政上過不足が 発生する可能性があることをコメント する。	
	・安全掛けを行っていない場合には、次 回の厚生年金本体の再計算時に予想さ れる影響についてコメントする。	・次回厚生年金本体の再計算時には死 亡率の改善が予想されるため、掛金 率の引上げ(または別途積立金の取 崩し)が必要となる可能性が高いこ とを認識しておく必要がある。
	③予定脱退率	
	7. 算定方法について ・予定脱退率の算定にあたって判断の基準となっている考え方(例えば、過去の実績を重視するのか、又は将来の見通しを重視するのか)を記入し、その妥当性についてコメントする。 ・予定脱退率の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その妥当性についてコメントする。 1. 再計算前との相違点について	 ・過去の脱退実績よりも低い予定脱退率としているが、これは景気の悪化に伴って定着率が高まることを見込んだものであり、妥当な推計と考える。 ・毎年度繰り返し雇用される期間雇用者を除外して算定しているが、これは通常の雇用者の予定脱退率の算定を重視するために行った妥当な処理と考える。
	・再計算前との相違点について ・再計算前の基礎率と比較し、その特徴 についてコメントする。 ・基礎率の変更が掛金率に与えた影響に ついてコメントする。	

項目	実務基準内容	例示
	 ウ. 留意すべき点について ・予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 ・予定脱退率には反映させていないが、短期的に見込まれる特殊脱退がある場合には、その影響についてコメントする。 ④予定昇給指数 	 ・過去の平均脱退率が低下傾向にあり、これを予定脱退率には反映させていないため、この低下傾向が続くのであれば、財政上の差損が発生する可能性があることに注意を要する。 ・今後2年間については早期退職優遇制度により中高齢者の脱退が見込まれるが、これは予定脱退率には反映させていないことから、財政上の差損が発生する可能性があることに注意を要する。
	7. 算定方法について ・予定昇給指数の算定にあたって定昇及びベアの判断の基準となっている考え方(例えば、過去の実績を重視するのか、又は将来の見通しを重視するのかと記入し、その妥当性について、基礎となったデータ、異常データの取扱し、そののののでは、その他特殊処理等についてする。 ・ベアを見込んだ場合には、その根拠の妥当性(例えば、恣意性ははないかいについて見通しの観点から問題はないか)について対シントする。 ・予定昇給指数(賞与)の算定については、その算定方法を記入し、その妥当性についてコメントする。	・ベアの見込みは、過去の消費者物価 指数と当基金のベア実績をもとに算 定しており、現状では妥当な判断と 考える。 ・計算基準日が平成18年3月30日までの 場合 標準賞与の実績が乏しいため、予定 賞与率として平均的な率である0.3 を使用しているが妥当な方法と考え る。
	 イ. 再計算前との相違点について ・再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。 ・基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。 ウ. 留意すべき点について ・予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。 ・ベアを見込んでいないことが、財政上に大きな影響を与える可能性がある場合には、その旨をコメントする。 	・加算部分の給付形態が最終給与比例 であり、当該部分の予定昇給指数に ベアを見込んでいないことから、毎 年の決算においてベアがあった場合 には、昇給差損が発生する可能性が 高いことに注意を要する。

項目	実 務 基 準 内 容	例示
	⑤予定新規加入員 7. 算定方法について	
	・新規加入員の年齢、人数、給与の算定にあたって判断の基準となっている考え方(例えば、過去の実績を重視するのか、又は将来の見通しを重視するのか)を記入し、その妥当性についてコメントする。 ・予定新規加入員の算定において、基礎となったデータ、異常データの取扱い、その他特殊処理等について記入し、その妥当性についてコメントする。	・当基金の予定新規加入員数は、過去 の実績を大きく上回っているが、母 体企業の業務拡大に伴う新規加入の 増加を見込んでいるものであり、妥 当な判断と考える。
	4. 再計算前との相違点について・再計算前の基礎率と比較し、その特徴についてコメントする。・基礎率の変更が掛金率に与えた影響についてコメントする。	
	り. 留意すべき点について・予定と実際が異なると財政上過不足が発生する可能性があることをコメントする。・ベアを見込んでいないことが、財政上に大きな影響を与える可能性がある場合には、その旨をコメントする。	
	・編入が頻繁に行われると財政上過不足 が発生する可能性があることをコメン トする。	・事業所編入による新規加入があった 場合には、財政計画を策定する際に 見込んでいないことから、その年齢 構成・規模等により財政上の差損が 発生する可能性があることに注意を 要する。
	・予定新規加入員には反映させていないが、短期的に見込まれる特殊な新規加入がある場合には、その影響について コメントする。	・今後2年間については中途採用を行 うことが計画されているが、予定新 規加入員にはこれを反映させていな いことから、財政上の差損が発生す る可能性があることに注意を要する。
	(2) 掛金率の算定	
	①算定対象区分・グループ区分、小集団の取扱いについて特記すべき事項があれば記入し、その妥当性についてコメントする。・算定方法を変更している場合には、その妥当性についてコメントする。	
	②財政方式 ・変更していない場合でも必要があれば使 用している財政方式の妥当性についてコ メントする。	
	・変更している場合には理由を記し、その 妥当性についてコメントする。	・開放基金方式から総合保険料方式に 変更しているが、加入員規模の縮小 が今後見込まれることから、妥当な 判断と考える。

項目	実務基準内容	例 示
	③資産の評価方法・変更していない場合でも必要があれば使用している評価方法の妥当性についてコメントする。・変更している場合には理由を記し、その妥当性についてコメントする。	・従前の評価方法では時価を上回る年 度が多かったことから、時価に変更 することは妥当な判断と考える。
	④資産の配分方法・選択している配分方法を記入し、その妥当性についてコメントする。	・前年度の数理債務及び最低責任準備金から未償却過去勤務債務残高を控除した額の比によって資産を配分しているが、これは再計算前後における基本部分および加算部分の掛金率のバランスを維持するためのものであり、妥当な判断と考える。
	⑤プール計算・プール計算を行っている場合には、男女 比が将来変わると財政上過不足が発生す る可能性があることをコメントする。	・女子に比べて男子が掛金率の高い集団であることから、女子の加入員の割合が小さくなると財政上の差損が発生する可能性があることに注意を要する。
	⑥別途積立金の取扱い・別途積立金を取り崩している場合には、 財政上のバッファーがなくなっていることをコメントする。	・今回の再計算において別途積立金の全部を取り崩して掛金率の上昇を抑制しているが、この取崩しによって積立水準が低下し、財政上のバッファーがなくなっていることから、今後の財政運営については注意を払う必要があろう。 ・財政上のバッファーが減少することから、今後○○○円程度の不足金の発生で変更計算が必要になることに注意を要する。
	 ⑦過去勤務債務の償却方法及び償却年数 ・過去勤務債務の償却方法及び償却年数の選択の基準となっている考え方を記入し、その妥当性についてコメントする(必要があればその特性についてもコメントする)。 ・償却年数を延長したり、償却割合を引き下げたりしている場合には、積立水準への影響についてコメントする。 ・加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んだ場合は、その妥当性についてコメントする(必要があればその特性についてもコメントする)。 	・加入員数の逓減が予想されていることから、定額償却を選択したことは 財政の健全性の見地から妥当と思われる。
	・人員(給与)規模の逓減傾向が見られるにもかかわらず、定額償却又は定率償却を使用していない場合には、今後の財政上に与える影響についてコメントする。	・加入員の逓減傾向が見られており、 この傾向が今後も続いた場合には、 今回採用した償却方法では毎年財政 上の差損が発生することに注意を要 する。

項目	実務基準内容	例 示
	⑧規約上掛金率と数理上掛金率の差異・規約上掛金率と数理上掛金率に差異がある場合には、その影響についてコメントする。・規約上掛金率の適用時期が基準日と大きくずれる場合には、その影響についてコメントする。	
	⑨基礎率等の変動による影響・各基礎率の変動による影響について必要があれば再度説明し、次回再計算時にも同様の変動があれば、掛金率に影響があることをコメントする。	
	(3) 財政運営上特に留意すべき事項 ・ (1)、(2)を総合的にみて財政運営 上の将来の懸念事項があれば、これにつ いてコメントする(必要があれば再掲すること)。	
	・純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額に近づいている場合には、今後の対応についてコメントする。	・純資産が最低積立基準額に近づいていることから、今後の財政運営には注意を要し、積立水準の回復が見込まれない場合には、償却年数の短縮等の検討も必要であろう。
	(注) 様式例は付録 1 を参照	

項目	実務基準内容	例 示
3. 決算	(1) 当年度の財政状況について ・当年度に大幅な剰余又は不足が発生して いる場合には、その要因について分析し、 コメントする。	
	(2) 財政検証結果について ・純資産が責任準備金を下回った場合、純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の 105%のいずれか高い額以下となった場合、 あるいは数理上資産額が積立上限額を上回った場合には、今後の対応についてコメントする。	 ・純資産が責任準備金を下回った額が資産評価調整額と許容繰越不足金の合計額を上回ったため、責任準備金確保のための変更計算を実施しなければならない。 ・純資産が責任準備金を下回った額が資産評価調整額と許容繰越不足金の合計額以下であるため、責任準備金確保のための変更計算を留保することが出来る。 ・純資産が最低積立基準額以下となったため、積立水準確保のための変更計算を実施しなければならない。 ・数理上資産が積立上限額以上となったため、掛金の控除を実施しなければならない。
	(3) 財政運営上特に留意すべき事項について ・繰越不足金がある場合には、繰越不足金を解消した場合の掛金率を示すとともに、当該決算時に解消させない場合には、その影響についてコメントする。 ・純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額に近づいている場合には、特例掛金の徴収又は過去勤務債務の償却方法や償却年数の変更、繰越不足金の解消等の変更計算の検討を要請する。 ・人員関係等の推移及び当年度不足金の推移を提示して懸念事項があれば、これについてコメントする。	・加入員数が減少しており、過去勤務 債務の償却に支障をきたすおそれも あることから、過去勤務債務の償却 方法や償却年数の変更も検討してい く必要があろう。
	 ・財政計算が留保できる場合でも、健全性の 観点から変更計算を行うことができること をコメントする。特に、数理上資産額>純 資産額の場合は、積立状況に応じて注意喚 起を行う。 ・今後の財政運営上、定性的に差損要因となることがあれば、これについてコメントする。 	・ベアによる昇給差損が恒常的に発生 していることから、次回の再計算時 には基礎率にベアを見込むことも検 討していく必要があろう。 ・予定と実績の乖離による差損の発生 が顕著であることから、次回の再計 算を待たずに基礎率の見直しも検討 していく必要があろう。

項目	実務基準内容	例示
	(注)様式例は付録2を参照	
4. 変更計算	(1) 基礎率の算定(基礎率の変更を行った場合 には、再計算に準ずる)	
	①予定利率	
	②予定死亡率	
	③予定脱退率	
	④予定昇給指数	
	⑤予定新規加入員	
	(2)掛金率の算定	
	①算定対象区分	
	②財政方式	
	③資産の評価方法	
	④資産の配分方法	
	⑤プール計算	
	⑥別途積立金の取扱い	
	⑦給付改善準備金の取扱い ・給付改善準備金を取り崩している場合に は、積立水準が低下することをコメント する。	・今回の変更計算では給付改善準備金 の全部を取り崩しているが、この取 崩しによって責任準備金が増加し、 積立水準は低下することから、今後 の財政運営については注意を払う必 要があろう。
	⑧過去勤務債務の償却方法及び償却年数	
	⑨規約上掛金率と数理上掛金率の差異	
	⑩基礎率等の変動による影響	

項目	実 務 基 準 内 容	例 示
	 (3) 財政運営上特に留意すべき事項 ・(1)、(2)を総合的にみて財政運営上の将来の懸念事項があれば、これについてコメントする(必要があれば再掲すること)。 ・変更に伴って財政運営上に懸念される事項があれば、これについてコメントする。 	 ・加算部分において定年給付のみの増額を行っており、従前に比べて脱退率による影響を受けやすくなっていることに注意を要する。 ・分割によって規模が縮小しており、財政運営上、変動要素の影響を受けやすくなっていることに注意を要する。
5. 年金経理から 業務経理への 繰入れ	・業務経理への繰入れを行う場合には、財政上に 悪影響を及ぼすことをコメントする。	・今回年金経理から業務経理への繰入 れを行っているが、この繰入れによ って資産が減少し、積立水準も低下 することから、今後の財政運営につ いては注意を払う必要があろう。
	(注)様式例は付録3を参照	

1. 基礎率の算定

項目	Ę	刀 目	意	事	項
(1)予定利率 ①算定方法について					
□ 妥当である □ 右のとおり					
②再計算前との相違点について					
□ 特になし □ 右のとおり					
③留意すべき点について					
□ 特になし □ 右のとおり					
(2) 予定死亡率 ①算定方法について					
□ 妥当である□ 右のとおり					
②再計算前との相違点について					
□ 特になし □ 右のとおり					
③留意すべき点について					
□ 特になし □ 右のとおり					
(3)予定脱退率 ①算定方法について					
□ 妥当である □ 右のとおり					
②再計算前との相違点について					
□ 特になし □ 右のとおり					
③留意すべき点について					
□ 特になし □ 右のとおり					

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

項 目	留	意	事	項	
(4) 予定昇給指数(報酬) ①算定方法について					
□ 妥当である□ 右のとおり					
②再計算前との相違点について					
□ 特になし □ 右のとおり					
③留意すべき点について					
□ 特になし □ 右のとおり					
(5)予定昇給指数(賞与) ①算定方法について					
□ 妥当である□ 右のとおり					
②再計算前との相違点について					
□ 特になし□ 右のとおり					
③留意すべき点について					
□ 特になし □ 右のとおり					
(6) 予定新規加入員 ①算定方法について					
□ 妥当である□ 右のとおり					
②再計算前との相違点について					
□ 特になし□ 右のとおり					
③留意すべき点について					
□ 特になし □ 右のとおり					

2. 掛金率の算定

項目	留	意	事	項	
(1) 算定対象区分					
□ 妥当である □ 右のとおり					
(2) 財政方式					
□ 妥当である □ 右のとおり					
(3)資産の評価方法					
□ 妥当である □ 右のとおり					
(4)資産の配分方法					
□ 妥当である □ 右のとおり					
(5) プール計算					
□ 特になし □ 右のとおり					
(6) 別途積立金の取扱い					
□ 取崩し 無 □ 取崩し 有(右のとおり)					
(7)過去勤務債務の償却方法及び 償却年数					
□ 妥当である□ 右のとおり					
(8) 規約上掛金率と数理上掛金率 の差異 □ 特になし □ 右のとおり					

(9) 基礎率等の変動による影響

グループ区分()

	再計算前 再計算後		後	掛金率の変動幅		
	男子	女 子	男子	女 子	標準掛金率	特別掛金率
予定利率		%		%	‰	%0
予定死亡率	○年○月○日付通知による死亡率		○年○月○日付通知 による死亡率		‰	%0
割掛率(加入員以外)	%	%	%	%	_	_
予定脱退率	%	%	%	%	‰	%0
予定昇給指数 (報酬)	%	%	%	%	‰	%0
ベア率	%	%	%	%	_	_
予定昇給指数(賞与)	%	%	%	%	%0	%0
ベア率	%	%	%	%	_	_
予定新規加入員	_	_	-	_	‰	%0
年齢	歳	歳	歳	歳	_	_
人数	人	人	人	人	_	_
給与	円	円	円	円	_	_
最終年齢	歳	歳	歳	歳	‰	%0
その他					‰	%0
合計	_	_	_	_	%0	‰

事項]			
特になし			
以下のとおり			

3. 財政	改運営上特に留意すべき事項
	□特になし
	□ 以下のとおり

[付録2] 財政検証時における所見の様式例

1.	当年	F度の財政状況について □ 特になし □ 以下のとおり
2.	財政	対検証結果について □ 純資産が責任準備金以上である。 □ 純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか高い額以上である。 □ 数理上資産額が積立上限額以下となっている。 □ 以下のとおり
3.	財政	対運営上特に留意すべき事項について □ 特になし □ 以下のとおり

[付録3]	年	F金経理から業務経理への繰入れにおける所見の様式例
		年金財政の現状からみて特に問題なし 以下のとおり

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

第Ⅲ章 継続的な財政診断

項目	実 務 基 準 内 容	備考
1. 実施時期	各四半期ごと	
2. 継続的な財政診断の内容	基金から提出された業務報告書の写しに基づき、 下記の観点から掛金計算の見直しが必要であるか どうかを判断し、意見書を基金に提出するものと する。 なお、掛金計算の見直しが必要であると判断した 場合には、その理由を必ず記載するものとする。	
	(1)加入員数の変動について ・加入員数が直前の財政計算の基準日から 20%以上変動していないか。	
	(2)設立事業所数の変動について ・過去勤務期間を通算する制度の場合で設 立事業所数に大幅な増加がないか。	・設立事業所数に大幅な増加があった 場合には、当年度決算において不足 金の発生要因となる可能性があるこ とを指摘する。
	(3) 平均標準給与の変動について ・平均標準給与の伸展率について大幅な変 動がないか。	 ・平均標準給与の伸展率に大幅な増加があった場合には、加入員の年齢構成、あるいは給与水準に大幅な変動があったことが考えられることから、注意を要請する。 ・給与体系の変更があるならば、変更計算を行う必要があることも要請しておく。
	(4)選択一時金の選択状況について ・直近の決算時点において純資産が最低積 立基準額又は最低責任準備金の105% のいずれか高い額に近づいている場合で 選択一時金の裁定実績に大幅な増加がな いか。	・選択一時金の裁定実績の大幅な増加 の要因が一時金選択率の増加である ならば、当分の間、選択一時金の休 止を規約に定めることの検討も要請 しておく。
	(5) 当年度予定過去勤務債務償却額の償却状況 及び積立水準の回復の状況について ・未償却過去勤務債務残高のうち当年度予 定償却額の償却が大幅に遅れていないか。 ・積立水準の回復のために必要となった特 例掛金が予定どおり徴収できないような 大幅な変動はないか。	 ・当年度予定償却額の償却が大幅に遅れている場合には、当年度決算において不足金の発生要因となる可能性があることを指摘する。 ・特例掛金が予定どおり徴収できないような大幅な変動がある場合には、当年度決算において不足金の発生要因となる、或いは回復計画の見直しが必要となる可能性を指摘する。

項目	実務基準内容	備考
	(6) 不納欠損額及び収納未済額の発生状況に ついて ・大きな不納欠損額が発生していないか。	・大きな不納欠損額が発生している場
	・大きな収納未済額が発生していないか。	合には、当年度決算において不足金 の発生要因となることを指摘する。 ・大きな収納未済額が発生している場 合には、将来の不足金の発生要因と
	(注)意見書の様式例は付録を参照	なる可能性があり、基本的には好ま しくないことを指摘する。

[付録] 継続的な財政診断の様式例

	項		目		留	意	項	項
1.	加入員	数の変動に	こついて					
	□ 特 □ 右	になし のとおり						
2.	□特		ど動について					
3.	□特		ど動について					
4.	□特		マ状況について					
5.	の償却 の状況 □ 特		助務債務償却額 責立水準の回復					
6.	不納欠 発生状 □ 特	損額及び収 況について	又納未済額の こ					
 合評(業務報はない		り得た情報の限	りにおいて、	財政検証を	待たずに掛	金計算の見	直しを行うことは、特に必要